

# 造林公社経営計画検討委員会会議公開方針

(平成23年6月21日決定)

## 第1 趣旨

この方針は、「造林公社経営計画検討委員会設置要綱」第5条第4項および第8条に基づき、造林公社経営計画検討委員会(以下「委員会」という。)の会議の公開について必要な事項を定めるものとする。

## 第2 会議の公開・非公開の取扱

1. 委員会の会議は、原則として公開するものとする。
2. 公開することにより、造林公社または造林公社の社員もしくは出資者の事務・事業の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合のほか公正かつ円滑な議事運営に支障が生じるおそれがあると認められる場合等、必要に応じて委員長が委員会に諮り会議を非公開とすることができる。

## 第3 会議の開催の周知

委員会は、公開の会議を開催する場合(議題の一部について公開する場合を含む。)は、事務局においてあらかじめ会議開催案内を作成し、インターネット上のホームページへの掲載により周知するとともに、報道機関に資料提供を行うものとする。

## 第4 公開の方法等

委員会の会議の公開方法は、会議の傍聴および会議結果の公表の方法により行うものとする。

### 1. 会議の傍聴

- (1) 会議の傍聴については、傍聴希望者(報道関係者を除く。)の内から委員長が傍聴を許可する。なお、報道関係者には、公開する会議の取材を認めるものとする。  
また、会議の全部を非公開とする場合にあっても、議事に入るまでの間の報道関係者の取材は認めるものとする。
- (2) 傍聴者の定員は、10名とする。ただし、会場の都合等やむを得ない理由がある場合には、10名未満の数とすることができる。
- (3) 前2項の規定にかかわらず、委員長が特に認める者は、会議を傍聴することができる。
- (4) 会議の一部を非公開とする場合、委員長は当該非公開議題の議事に先立ち、傍聴者ならびに報道関係者へ会場からの退席を指示するものとする。
- (5) 傍聴者は、会議の開会時刻まで定員内で先着順により決定する。
- (6) 委員長は、公開の会議の秩序を維持するため、必要な定めをすることができる。

### 2. 会議結果の公表

- (1) 公開した会議の結果については事務局において、議事録(非公開の議題については会議要録)を作成するものとする。
- (2) 議事録または会議要録は、会議に出席した委員の確認を得て作成するものとする。
- (3) 議事録または会議要録は、会議資料とともにホームページへ掲載するものとする。ただし、個人情報等公開することが不適当と認められる事項については公開しないこととすることができる。

## 第5 その他

本方針に定めのない事項は、委員長が委員会の意見を聞いて必要の都度定めるものとする。